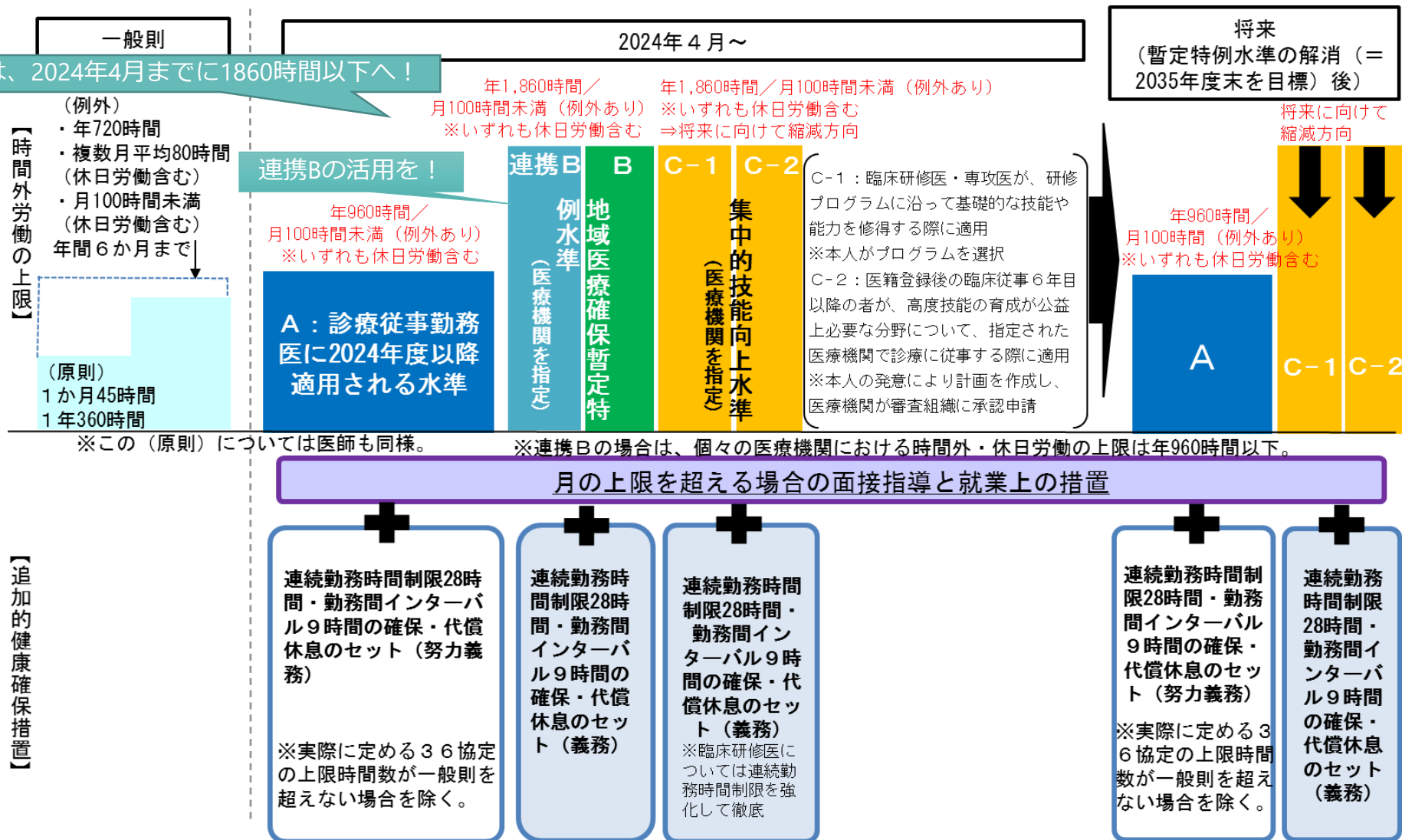


2024年4月～ 医師にも時間外労働の上限規制が適用されます

2024年4月以降は、年960時間超の時間外・休日労働が可能となるのは、**都道府県知事の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師**（連携B・B・C水準の適用医師）のみ



※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。